

支障除去等に対する支援に関する検討会（第1回）議事要旨

- 1 日 時 平成27年 4月30日（木）10:00～12:00
- 2 場 所 （公財）産業廃棄物処理事業振興財団会議室
- 3 出席者 （出席委員）
新美委員（座長）、粟津委員（代理：高橋氏）、池田委員、岩津委員、
大塚委員、鈴木委員、春山委員（代理：山口氏）、半田委員、森谷委員、
山田委員、若山委員、渡辺委員
（欠席委員）
御手洗委員
（環境省出席者）
鎌形廃棄物・リサイクル対策部長、山本企画課長、角倉産業廃棄物課長 ほか
- 4 議 題
 - (1) 検討会設置要綱及び運営方針について
 - (2) 不法投棄・不適正処理の現状について
 - (3) これまでの議論の経緯及び主な議論の概要
 - (4) その他
- 5 配付資料
 - 資料1 : 支障除去等に対する支援に関する検討会設置要綱
 - 資料2 : 支障除去等に対する支援に関する検討会の運営方針について
 - 資料3 : 不法投棄・不適正処理の現状
 - 資料4 : 基金制度の創設とその後の状況
 - 資料5 : 「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」における主な意見参考資料1 : 支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書
当面の財政的な支援について（平成25年2月）
参考資料2 : 産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成25年度）について
- 6 議 事 検討会は公開で行われた。
- 7 議事要旨
 - (1) 検討会設置要綱及び運営方針について
環境省から資料1及び資料2に基づき説明した。
 - (2) 不法投棄・不適正処理の現状について
環境省から資料3に基づき説明した。
委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。

不適正処理の実行者の内訳で排出事業者が7割なのが違和感がある。排出事業者が処理するのであれば不法投棄になるのではないかと。排出事業者が行う不適正処理案件とはどのようなものか。

(環境省説明) 実態調査の中では細かく排出事業者の性格を調査しきれていないが、おそらく自社処理と思われるものである。不適正処理については、排出事業者が廃棄物処理法に基づく処理基準に違反した事例と考えられる。支障除去等のフロー図について、不法投棄のように原因者がわからない場合でも、支障除去の必要性が生じた場合に、基金から支援金が出されるケースがあると思うが、そうではないのか。

(環境省説明) 基本的には対象になるが、改めて確認してお答えしたい。資料については改めて、条文に則した上でわかりやすく見直したい。

実際に使える基金の残高が12億円なのはなぜか。

(環境省説明) 基金の総残額は20億円だが、実際に使えるのは12億円である。現行の制度では産業界：国の負担割合は4：3だが、国の拠出額が割合として8億円超過しているため、差し引いた額が実際に使える額となる。

(3) これまでの議論の経緯及び主な議論の概要

環境省から資料4及び資料5に基づき説明した。

委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。

事業者による自主撤去等は増えている傾向にあるのか。

(環境省説明) 実態調査ではそこまで明確には把握できていない。

資料5の5ページの供託金について、「自分の分を負担するのか、相互扶助に立つのかは、処理業界で議論すればよいと思う。」という記載は、これは投げかけで宿題になっているのか。

(環境省説明) 懇親会では結論を取りまとめるには至らなかったため、何か方向性が出されたわけでもなく、宿題として出されているわけでもない。

資料5の3ページにある「広く薄くということを考えてとマニフェスト方式が一番よく」ということについて教えてほしい。

(環境省説明) 例えば、「土壌汚染」では、土壌汚染対策法に基づき土壌汚染対策に必要な事業費については基金を設けて支援する仕組みがになっており、汚染土壌に係るマニフェスト1枚あたりに基金への負担額がかかり、その負担額により基金が造成されている。この意味で、マニフェスト方式は「広く薄く」のよい方式の1つとして議論があった。しかし、マニフェスト方式だけが議論の対象になったわけではなく、第12回懇談会では「産業廃棄物の排出量に応じた負担として産業廃棄物の排出量

に応じて排出事業者に負担をお願いする仕組み」や「廃棄物の最終処分量に応じた負担をお願いする形で最終処分施設の設置者に負担をお願いする仕組み」も議論がなされている。さらに第11回会合では、「処理業者が加入する保険制度もしくは共済制度のような仕組み」についても議論があった。

不法投棄の投棄量が、建設廃棄物はまだ多いように見えるが、建設業界での負担額との関係についてどのように評価しているのか。

実際には行政による不法投棄物の調査は主に目視でやられており、木くず等があるとすぐ建設系廃棄物として建設業者が排出したものと推測、推定されてしまう。しかし、中には建設系廃棄物以外の廃棄物が入っている事例もあると考える。

調査の現場において、他の廃棄物が多少入ることはあるが、建設系廃棄物とそれ以外の廃棄物の判断を迷うことはあまりない。

事業者による自主撤去等に関しては、基金を活用した事例では、排出事業者を行政がきちんと把握する努力をしているのかという点や、その把握した排出事業者に対して法的な対応ができるかどうかという点、できない場合にそこで諦めずに自主撤去等の指導をしているかという点は必ず確認している。これらについて、行政側は不可避な対応として取り組んでいる。

処理業界の供託金システムとして基金への拠出について議論があったが、処理業界の中で自己負担か相互扶助かの議論をすることは、産業界で自己負担か相互扶助にするのかということもスキームとして出てくるので、この考え方は処理業者の中だけでの議論には留まらなくなってくる可能性がある。

この基金のあり方については、1997年の制度化当時から、経済界は大きな疑義があることを表明してきており、制度化後も、数年ごとに、経済界内で莫大なエネルギーをかけて議論を行い、事業者の負担についてなんとか企業の理解を得てきた。20年近くに渡る経済界内での検討の重み、負担の重みについてご理解いただきたい。

排出事業者の責務は自らの廃棄物について適正に処理をすることである。不法投棄等の犯罪行為についての費用負担を、適正処理を行っている事業者に求めるべきではない。犯罪行為に対する事後処理については、国と自治体で負担をすることが基本である。

「広い意味での汚染者負担原則」といった、適正に処理している事業者にあたかも責任があるような理由づけでは、適正処理に尽力している排出事業者にとって基金を負担することについての納得感が得られない。制度設計にあたっては、正直者がばかを見るような制度にならないように検討を進めて頂きたい。

建設業界において、社会貢献として長期にわたり財政支援を行ってきたが、社会情勢が変化してきたため、その考え方では納得性や説得性の観点から無理がある。そのようなスキームに限界がある。

実態調査の不適正処分のところで排出事業者の定義に異議や理解に苦しむ部分もあった。しっかり実態把握をし、その上で支援の方法や負担額を考える必要があるのではないかと。基金による支援制度がなかったら処理場等への廃棄物の流入を規制するということになる、廃棄物処理の全体のスキームがずいぶん変わってくるように思う。

広域的な廃棄物処理を推進していただきたいのが産業界の考え方であるが、そういった意味から、都道府県の負担のみならず、国の支援が必要になってくるのではないかと考えている。

量で見ると、不法投棄に比べ不適正処理が約3倍から4倍となっているので、やはり不適正処理を含めて廃棄物処理業者等の責任は非常にあるのかなと感じている。

排出者責任を徹底しているかということについては疑問がある。私どもの県では多量廃棄物事業者でさえ排出者責任を理解していない場合が結構あるため、業界としての取組を議論してもらいたいと思う。基本は排出者責任ではないかと思っている。

当県では、国から支援を得ながら不適正処理の産廃処分等について事業を行っているが、ほとんどが首都圏からの廃棄物である。なぜ県外からのものについて県のお金で処理しなければならないのかという意見はあるが、国から支援を得ていることが大きな糧となっている。

基金による支援制度は、措置命令をかける段階から自治体にとっては非常に支援になると感じている。

不適正処理をした事業者も当初は優良な処理業者だったが、何らかの理由で不適正処理をするようになった場合、排出事業者としては処理事業者が倒産した場合の事後処理も考えていかなければいけない。正直者がばかを見ないようにするとしても、結果として正直者が絡んだ場合、社会に対するマイナスとしてどうコミットしていくかということも議論としておさえることが必要である。その点において、責任論の議論だけでは片付かない問題もある。

不法投棄がある程度常に一定の確率のリスクだとすると、一定の負担はすべきと考える。

ただし、正直者はリスクが少ないのだから、負担が少ない制度であるべきと考える。

まじめな人はそれなりの恩恵を受ける制度を入れて、ただし、決してリスクとしてはゼロではないので、一定の負担はすべきではないか、ということの一つの考え方、リスクとして捉えた場合はあるのではないかと考える。

適正処理をまじめにしている人が犯罪行為に対してなぜ負担をしなければならないのかという問題設定自体が、果たして正しい問題設定なのかという点に少し疑問を感じる。経済活動の中で、法改正で努力しても、一定の不法投棄、不適正処理が残り、その結果住人の生活環境の保全に支障が生じる事態が発生したとき、自治体は行政代執行をしなければならない。その時、自治体だけの負担で処理させることが果たして公平、公正なのか。一定の経済活動の中で、そういった廃棄物が出るという状況が不可避である中で、経済界や関

係団体が負担していくというのは果たして不合理なのかというと、そうではないと思う。排出事業者のリスクという観点からの議論については、情報がきちんと流れなければリスクに応じた負担はできない。この制度を作る際に、リスクに関する情報を、どう集め、どうアクセスできるようにするのかを議論する必要がある。仮に広く薄く集めることになる場合、マニフェスト制度はその1つかもしれないが、一方で排出事業者としてはきちんとした適正な処理事業者なのかがわからないことが不満となる。

自治体はこの基金の支援を受けるために、かなり意識をしている。この基金を活用するための取組みが求められるため、基金は原状回復機能だけでなく、未然防止機能も果たしている。基金の申込が来ていない案件でも、自治体では申請を検討するので、本基金の社会貢献性は高い。

基本的に不法投棄、不適正処理に関しては、潜在的に排出事業者責任を問われるような場面が出てくる。マニフェストに沿って処理していたとしても、実際法令違反を犯していたり、本来業者に委託しなければならないのに業者に委託されていなかったり、あるいは、委託した排出事業者が適正な価格以下の金額で依頼した場合は潜在的に不法投棄になる可能性がある。その意味で、排出事業者責任をある程度広く考え、リスクのような観点で、議論するとよいのではないか。

(4) その他として、今後の予定について以下のとおり確認された。

- ・ 第2回検討会は5月27日（水）、10時～12時に開催。
- ・ 第3回検討会は7月1日（水）、15時30分～17時30分に開催。
- ・ 第4回検討会は7月22日（水）、10時～12時に開催。
- ・ 第5回検討会（予備）は8月5日（水）10時～12時に開催。

以上